

所得税法
(仮訳)

目次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 納税義務者	2
第 3 章 課税標準及び税率	4
第 4 章 課税対象所得	5
第 5 章 所得を得る目的のために要した費用	6
第 6 章 税務会計規則	10
第 7 章 課税標準決定の付則	12
第 8 章 パートナーシップに対する税務規則	13
第 9 章 資本金会社に対する税務規則	16
第 10 章 天然ガス投資税	16
第 11 章 総 則	20
第 12 章 納税申告書の提出、税額査定並びに不服申立て及び上訴手続	21
第 13 章 税金の徴収	25
第 14 章 罰 金	29
第 15 章 所管大臣の権限	30
第 16 章 最終条項	30

第1章 用語の定義

第1条：用語の定義

本法において別段の定めがある場合を除き、以下の用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- 所管大臣： 財務大臣のことをいう。
- 税務当局： ザカート・所得税局のことをいう。
- 税金： 本法に基づき課せられる所得税のことをいう。
- 者： 自然人又は法人のことをいう。
- 納税義務者： 本法に基づく課税対象者のことをいう。
- 事業活動： あらゆる形態での商業活動、又は利益の実現を目的とした、職業的、専門的、若しくはその他類似の活動のことをいう。動産及び不動産の使用を含む。
- ロイヤルティー： 知的財産権の行使又はその行使権に対し支払われる対価であり、次に掲げるものが含まれるが、これらに限定されない。著作権、特許権、デザイン、工業機密、商標及び商号、ノウハウ、商業機密、業務秘密、知名度及び、商業的、工業的又は学術的専門知識にかかわる情報に対し支払われる対価又は天然資源及び鉱物資源の探鉱権の付与に対し支払われる対価。
- サウジアラビア： サウジアラビア王国に属する領土、領海、領空及びサウジアラビア王国とクウェート国間の分割地帯においてサウジアラビア王国に権利が帰属する部分のことをいう。サウジアラビア王国が国際法に基づき主権、統治権又は支配権を行使する海上地域と島々を含む。
- 資本公司： 株式会社、有限責任会社又は株式合資会社のことをいう。また、各種投資ファンドは本法でいう資本公司とみなされる。
- パートナーシップ： ジェネラル・パートナーシップ、サイレント・パートナーシップ又はリミテッド・パートナーシップのことをいう。
- 居住者： 本法第3条（居住の概念）の規定が適用される自然人若しくは会社又は政府省庁、公的機関その他のサウジアラビアにて設立された法人若しくは権利主体のことをいう。
- 非居住者： 居住者の要件に該当しないすべての者のことをいう。
- サウジアラビア国籍： サウジアラビアの国籍を有する者、又はそのように扱われる

者のことをいう。

商業帳簿： すべての商取引が記載されている、納税義務者保管の帳簿記録のことをいう。同記録簿は、ヒジュラ暦1409年12月17日付勅令第M/61号、ヒジュラ暦1410年7月29日付閣議決定第699号にて発布され、ヒジュラ暦1410年12月24日付閣議決定第1110号にて改正された同勅令の施行規則及びその他関連改正条項において規定されている。

施行規則： 本法の施行規則のことをいう。

本章に特別の定義がない用語は、本法の規定に抵触しない限りにおいて、サウジアラビアのその他現行法にて定められている用語が適用されるものとする。

第2章 納税義務者

第2条：課税対象者

- A. 非サウジアラビア国籍の出資者が持分を有している居住者である資本会社。
- B. サウジアラビアにおいて事業を行っている居住者である非サウジアラビア国籍の自然人。
- C. 恒久的施設を通じサウジアラビアにおいて事業を行っている非居住者。
- D. サウジアラビアを源泉とする課税所得を有する非居住者。
- E. 天然ガスの投資分野に従事している者。
- F. 石油及び炭化水素物質の生産事業に従事している者。

第3条：居住の概念

- A. 自然人が以下に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、課税年度中にサウジアラビアに居住していたものとする。
 - 1. サウジアラビアに恒久的な住居を所有し、課税年度中に合計で30日以上サウジアラビアに居住する。
 - 2. 課税年度中に183日以上サウジアラビアに居住する。

本項の目的において、国外から国内を通過して国外へ抜ける場合（トランジット）を除き、一日の一部分の時間であってもサウジアラビアに居住した場合、その居住は満一日とみなされる。
- B. 会社が次に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、当該会社は課税年度中にサウジアラビアに居住していたものとする。
 - 1. 会社法に基づき設立されたもの。
 - 2. 経営の中心的拠点がサウジアラビアにあるもの。

第4条：恒久的施設

- A. 非居住者のサウジアラビアにおける恒久的施設とは、本条に別段の定めがある場合を除き、非居住者が自ら又は代理人を通じて事業活動の全部又は一部を実施する恒久的な場所から構成される。
- B. 次に掲げるものは恒久的施設とみなされる。
 - 1. 建設現場、組立施設及びそれらについての指揮監督業務の実施。
 - 2. 天然資源の探査活動において使用される設備とその探査地、掘削装置、探査用船舶及びそれらについての指揮監督業務の実施。
 - 3. 非居住者である自然人が事業を実施するための一時的でない事業拠点。
 - 4. サウジアラビアにおいて事業の実施が許可されている非居住者である会社の支店。
- C. 次に掲げる目的でのみ使用される場合、当該場所はサウジアラビアにおける非居住者の恒久的施設とはみなされない。
 - 1. 非居住者に帰属する物品又は製品を保管、展示又は供給する目的。
 - 2. 非居住者に帰属する物品又は製品を他の者が加工する目的で、保管する目的。
 - 3. 非居住者のために物品若しくは製品を購入し、又は情報を収集する目的。
 - 4. 非居住者の利益のため、予備的又は補助的な性格を有する事業活動を実施する目的。
 - 5. ローン、物品の供給、又は技術サービスの事業活動に関して契約書を準備する目的。
 - 6. 本項の第1号から第5号までに記載の事業活動のいずれかを実施する目的。
- D. 居住者であるパートナーシップに対する非居住者である出資者は、当該居住者であるパートナーシップへの持分を有していることにより、サウジアラビアに恒久的施設を有しているものとみなされる。

第5条：所得の源泉

- A. 所得が次に掲げるいずれかに該当する場合、当該所得はサウジアラビアの源泉から生じたものとする。
 - 1. サウジアラビアで実施された事業活動から生じた所得。
 - 2. サウジアラビアにある不動産から生じた所得。その不動産についての持分の処分益や、直接又は間接であるかを問わず、その資産の大部分がサウジアラビアに所在する不動産である会社の持分、その株式又は

共同経営権の処分による利益はこれに含まれる。

3. 居住者である会社の持分又は共同経営権の処分から生じた所得。
 4. サウジアラビアにおいて使用されている動産の貸付けから生じた所得。
 5. サウジアラビアの工業資産又は知的財産の売却若しくはそれらのライセンスから生じた所得。
 6. 居住者である会社により支払われる配当金又は経営者若しくは取締役の報酬。
 7. 居住者である会社がその本店又は関連会社に対して支払う役務提供の対価。
 8. サウジアラビアにおいてその全部又は一部が提供された役務に対して居住者が支払う対価。
 9. サウジアラビアの天然資源開発の対価。
 10. サウジアラビアにある非居住者の恒久的施設に帰属する所得。非居住者が恒久的施設を通じて売却する物品と同一若しくは類似の物品をサウジアラビアで販売したことによる収入又は、非居住者が恒久的施設を通じて実施する事業活動と同一若しくは類似の役務の提供若しくは事業をサウジアラビアで実施したことによる収入はこれに含まれる。
- B. 所得の源泉を決定するに当たり、所得の支払地は考慮されない。
- C. 本条の適用においては、サウジアラビアにある非居住者の恒久的施設を通じて行われた支払は、居住者である会社がそれを支払ったものとみなす。

第3章 課税標準及び税率

第6条：課税標準

- A. 居住者である資本金会社の課税標準は、サウジアラビアを源泉とするすべての事業活動から生じる当該会社の課税対象所得から、本法に基づき認められる費用を控除した後の所得のうち、非サウジアラビア国籍の出資者に帰属する所得部分とする。
- B. 居住者である非サウジアラビア国籍の自然人の課税標準は、サウジアラビアを源泉とするすべての事業活動から生じる同人の課税対象所得から、本法に基づき認められる費用を控除した後の所得とする。
- C. 恒久的施設を通じサウジアラビアにおいて事業活動を行う非居住者の課税標準は、当該施設の事業活動から生じた課税対象所得又はそれに関連する課税対象所得から、本法に基づき認められる費用を控除した後の所得である。
- D. 個々の自然人の課税標準は、独立して計算される。

E. 資本金会社の課税標準は、同社の株主又は出資者から独立して計算される。

第7条：税率

- A. 次に掲げる各々の課税標準に対する税率は20%とする。
1. 居住者である資本金会社。
 2. 事業活動を行っている非サウジアラビア国籍の居住者である自然人。
 3. 恒久的施設を通じサウジアラビアにて事業活動を行っている非居住者。
- B. 天然ガス投資事業活動のみに従事している納税義務者の課税標準に対する税率は30%とする。
- C. 石油及び炭化水素資源の生産に従事している納税義務者の課税標準に対する税率は85%とする。
- D. 源泉徴収税に関する税率は、本法第68条にて定める。

第4章 課税対象所得

第8条：課税対象所得

課税対象所得とは、種類及び形式を問わず事業活動の実施により生じるすべての収入、報酬及び利益を含む総所得のことをいう。キャピタルゲイン又はいかなる臨時収入も課税対象所得に含むが、非課税所得は除くものとする。

第9条：資産の処分損益

- A. 資産の処分による利益又は損失は、資産売却額と資産原価の差額とする。
- B. 本法第17条に規定されたもの以外に、減価償却資産の処分益又は損失は課税対象所得に算入されない。
- C. 自然人は、課税対象所得の決定において、事業活動以外の用に供される資産の処分益又は損失を算入することはできない。
- D. 納税義務者自身によって購入、生産、構築又は形成した資産の原価基準とは、同人がその資産に対して支払った金額、又はその資産の取得過程で現金若しくは現物にて負担した金額のことをいう。
- E. 納税義務者が資産の一部を処分する場合、その資産購入時の市場価格に基づき、資産の原価基準を資産の処分部分及び残余部分に配分する。
- F. 非減価償却資産の変更又は改善に要した費用は資産の原価基準に加算される。
- G. 現物資産と引換えに資産を処分した場合の処分価額は、当該現物資産の市場価格に基づき決定され、資産についての負債は除かれる。
- H. 納税義務者が贈与又は相続によって資産を処分した場合、同人は資産処分時における同資産の市場価格と同額の売却額を受け取ったものとして扱わ

れる。ただし、本条第I項が適用される場合を除く。

- I. 市場価格を超える債務の負担のある資産を処分した納税義務者は、その債務額と同額の売却額を受け取ったものとして扱われる。
- J. 課税標準の決定に際し、意思によらない資産処分については、当該処分による損益は計上されない。ただし、当該処分から1年以内に、その売却相当額が同種の資産購入に使用される場合に限る。
- K. 本条第J項に記載の代替資産の原価基準は、処分資産の原価基準に基づき決定される。
- L. 自然人は、課税対象所得の決定において、用に供される資産の処分益又は損失を算入することはできない。納税義務者がその所有する資産を事業活動以外の私的な使用に切り替えるか、又は、事業活動を目的とした使用を最終的に取り止めた場合、同人は市場価格にて当該資産を処分したものとみなされる。ただし、利益は認識するものの、損失の認識は行わない。

第10条：非課税所得

次に掲げる所得は、所得税の課税標準に算入されない。

- A. 施行規則に基づき、サウジアラビアの株式市場において取引された有価証券のキャピタルゲイン。
- B. 事業活動用資産以外の資産の処分により生じた利益。

第11条：寄付金

課税標準の決定に際し、納税義務者は、課税年度中にサウジアラビア公認の公的機関又は慈善団体に支払った寄付金を費用として控除することができる。ただし、これらの諸機関は営利を目的としておらず、かつ、寄付金の受理が認可されている団体でなければならない。

第5章 所得を得る目的のために要した費用

第12条：所得を得る目的のために要した費用

課税年度内において、課税対象所得を得る目的のために納税義務者が負担したすべての経常的な必要費用は、支払済みか支払前かにかかわらず、課税標準の計算に当たって控除することができる。ただし、資本的な性質を有する費用並びに本法第13条及び本章の他の規定に基づく控除不可費用は控除することができない。

第13条：控除不可費用

次に掲げる費用の控除は認められない。

- A. 課税対象所得を得る目的とは関連性のない費用。
- B. 株主、出資者又はそれらの親族に支払われた金額又は提供された利益であって、給与、賃金、手当若しくはこれに類するもの、又は独立当事者間での資産や役務提供に関する取引に該当しないもの。
- C. 交際費
- D. 自然人が私的な目的で支出した費用。
- E. サウジアラビア又は他国にて支払われた所得税。
- F. サウジアラビアの関係機関に支払われた、又は、支払義務のある罰金及び過料。ただし、契約上の義務の不履行により支払う金額を除く。
- G. サウジアラビアの法律に基づき、違反行為とみなされる賄賂又はそれに類する金銭。なお、それらの金銭が海外で支払われたとしても、控除は認められない。

第 14 条：不良債権

- A. 納税義務者は、過去に納税義務者の課税対象所得として申告した物品の売却又は役務の提供から生じた不良債権を控除することができる。
- B. 納税義務者は、施行規則の規定に基づき、不良債権の回収の見込がないことを証明する十分な証拠により、その帳簿から当該不良債権を除却した場合、当該不良債権額を課税対象所得から控除することができる。

第 15 条：準備金及び引当金

銀行による不良債権引当金以外の、準備金又は引当金の積立てについての費用控除は認められない。当該引当金に関する規則・条件は、施行規則において定められる。

第 16 条：研究開発費用

課税対象所得を得ることを目的とした研究開発費用は控除することができる。ただし、研究目的のために使用される土地又は機器類の購入費用の控除は認められない。機器類は、本法第17条に基づき減価償却される。

第 17 条：減価償却

- A. 土地を除き、減価償却可能な有形及び無形資産についての減価償却費用は、控除することができる。減価償却可能な資産とは、使用及び消耗又は時間の経過によってその価値が減少し、その全部又は一部が課税対象所得を得る目的のために使用され、かつ課税年度の終了後も資産価値が残っているものとする。
- B. 減価償却資産のグループ別分類とその減価償却率は次に掲げるとおりであ

る。

1. 固定建物：5%
 2. 移動可能な工業用・農業用建物：10%
 3. 工場、工具、機械、設備、コンピュータ・プログラミング及び機器類。乗用車及び貨物車は、これに含まれる。：25%
 4. 天然資源の生産・開発のための地質調査、掘削、探鉱及び事前作業の費用：20%
 5. 家具、航空機、船舶、鉄道車両及びのれんなどの、上記の部類に含まれていないその他すべての減価償却可能な有形・無形資産：10%
- C. 各グループの減価償却費は本条第D項から第L項に基づき計算する。
- D. 各グループの減価償却費は、課税年度末のグループごとの残存価額に対し、本条第B項に規定する償却率を乗じて計算する。
- E. 課税年度末の各グループごとの残存価額は、①前課税年度の終了時における残存価額から本条に基づき前課税年度における減価償却費を控除した額、②これに、当課税年度と前課税年度中に新たに使用された資産の原価基準の50%を追加し、③また、同期間中に処分された資産の対価の50%の金額を差し引いた金額とする。ただし、残存価額は0未満にならない。
- F. 納税義務者が自己所有の資産を私的使用に切り替えた場合、又は、課税対象所得を得ることを目的としてその資産を使用しないことを最終的に決定した場合、当該資産は市場価格にて処分されたものとみなされる。
- G. 当課税年度及び前課税年度中に処分された資産の対価の50%が、対価の多寡にかかわらず、当課税年度末のグループ残存価額を超えている場合、グループ残存価額は0に引き下げられ、超過部分は納税義務者の課税対象所得に算入される。
- H. 本条第D項に基づく費用の控除後、年度末の各グループの残存価額が1,000サウジ・リヤル以下の場合、その残存価額は控除することができる。
- I. グループの全資産が処分された場合、年度末の各グループ残存価額は控除することができる。
- J. 構築物とともに土地を購入又は売却した場合、その価額は合理的な方法により土地と構築物に配分され、構築物の価額が独立して算出されるものとする。
- K. 課税対象所得を得ることを目的として資産の一部を使用した場合、その使用した割合に応じて、当該資産の原価を減価償却費として控除することができる。
- L. 上記の各項の例外規定として、BOT（建設・操業・移転）契約及びBOOT（建設・所有・操業・移転）契約の資産が、契約期間中又は契約の残余期間中に移転又は更新された場合、当該資産は当該契約期間又は契約の残存期間

に応じて減価償却することができる。

第 18 条：資産の修理及び改善費

- A. 納税義務者が各グループの減価償却資産に修理及び改善を加えた場合、それについての費用を控除することができる。
- B. 本条第A項に基づき認められる費用の各年度の額は、それぞれの年度末時点のグループ残存価額の4%を超えないものとする。
- C. 本条第B項に規定する限度を超過した額は、グループ残存価額に付加される。

第 19 条：天然資源生産のための地質調査及び事前作業費用

- A. 天然資源生産のための地質調査及び事前作業費用は、本法第17条第B項に規定する減価償却率にて算出された減価償却費として控除することができる。これらの費用は独立したグループとして分類されるものとする。
- B. 本条は、納税義務者が天然資源の地質調査並びに分析及び開発の権利の買収に際し負担した無形資産費用にも適用される。

第 20 条：公的年金基金への加入

- A. サウジアラビアの法律に基づき設立された公的年金基金に拠出した雇用者の負担金は、被雇用者の利益となるように、控除することができる。
- B. 本条第A項に規定する被雇用者1人当たりの控除額は、雇用者の負担金を算入する前の、各被雇用者の所得の25%に相当する額を超えてはならない。
- C. 被雇用者の支出した公的年金基金への負担金は控除することはできない。

第 21 条：損失の繰越し

- A. 純営業損失は、その損失が発生した年度の翌年以降の課税年度に繰り越すことができる。繰越し損失は、その後の課税年度の課税標準から控除され、累積損失全額が相殺されるまで継続して控除される。年間控除額の最高限度額は、施行規則にて定められる。
- B. 純営業損失とは、課税年度内の課税対象所得を超えた損失額であって、本章に基づき課税対象所得から控除することが認められる額をいう。
- C. 自然人の純営業損失の計算に際しては、事業活動についての控除額及び所得のみが考慮される。

第6章 税務会計規則

第22条：課税年度

- A. 課税年度とは、国家財政年度のことをいう。
- B. 納税義務者は、本条第A項の規定と異なる12か月間を、施行規則の規定に基づき課税年度として採用することができる。
- C. 納税義務者が自己の課税年度を変更した場合、変更以前の最終課税年度から変更後の新規課税年度の開始日までの期間は、独立した短期課税年度として取り扱われる。新納税義務者はこれを課税初年度にすることができ、また、納税義務者がその事業を停止又は終了した場合、会社法により長期の課税年度とすべき旨が定められていない限り、最終年を短期独立課税年度とすることができる。
- D. 本法第64条に規定される関連会社グループは、同一の課税年度を使用するものとする。

第23条：会計方式

- A. 納税義務者の会計方式は、納税義務者の所得を明確に反映するものでなければならない。
- B. 居住者である会社及びサウジアラビアで一般に認められた会計原則に合致している商業帳簿を保管している納税義務者又は保管義務を負っている納税義務者の総所得及び費用は、本法の規則に基づく修正後、当該帳簿によって決定されるものとする。
- C. 本法の適用においては、自然人は現金主義又は発生主義に基づき、商取引を記録することができる。ただし、課税年度における事業活動から得られた総所得が施行規則に規定する額を超えている場合、翌年からの各課税年度においては、発生主義を採用しなければならない。
- D. 商業帳簿を保管しているか、又は、保管義務を有している会社は、発生主義に基づき所得と費用を記録しなければならない。そうでない場合には、会社は、本法の適用においては、発生主義又は現金主義を採用することができる。
- E. 本条第C項又は第D項に基づく現金主義から発生主義への変更の例外として、納税義務者は税務当局の同意を得た後にその会計方式を変更することができる。
- F. 会計方式を変更した場合、納税義務者は変更の翌年の課税年度において、所得及び控除の勘定科目又は負債若しくはその他の勘定科目を修正しなければならない。この勘定科目の削除又は追加の修正は、1回限りとする。

第 24 条：現金主義に基づく会計

帳簿記録の方法として現金主義を採用している納税義務者は、受領した所得をその受領日又は受領可能となった日に、また、支払った費用をその支払日に、それぞれ記録するものとする。

第 25 条：発生主義に基づく会計

- A. 発生主義を採用している納税義務者は、所得と費用が発生すべき時点において、所得と費用を記録するものとする。
- B. 納税義務者がその支払を受ける権利を有するときは、支払延期又は分割払であっても、その金額は同人に対して支払われるべきものとして記録する。
- C. 債務を確定するために必要なすべての事実が発生した場合、当該債務についての金額は、納税義務者による支払義務金額となる。

第 26 条：長期契約

- A. 発生主義を採用している納税義務者の長期契約に関する所得と費用は、課税年度中に完了した業務の比率に基づき算定される。
- B. 完了した業務の比率は、課税年度中に支出された費用と契約の見積総費用とを比較して、決定される。
- C. 本条の適用において、「長期契約」とは、製造、据付け、建設又はその他関連役務の実施についての契約で、かつ、契約の開始年度内に事業が完了しない契約のことをいう。ただし、契約に規定されている事業の実際の開始日から6か月以内に完了が予定されている契約は除くものとする。

第 27 条：棚卸資産

- A. 棚卸資産を保有している納税義務者はその資産目録を作成・保管しなければならない。
- B. 課税年度中に売却された物品の原価は控除される。
- C. 課税年度中に売却された物品の原価は、その年に購入された物品の原価に、期首の棚卸資産の原価を加え、期末の棚卸資産の価額を差し引いた金額とする。
- D. 現金主義を採用している納税義務者は、先入先出法（直接法）又は後入先出法にて棚卸資産の原価を算定し、一方、発生主義を採用している納税義務者は後入先出法に基づき、これを算定する。
- E. 期末の棚卸資産の価額は、帳簿上の原価又は市場価格のうち、期末時点においてどちらか低額な方の価額とする。納税義務者は、物品の帳簿原価を総平均法によって算定しなければならない。ただし、税務当局の書面による許可があれば、他の方法を採用することができる。選択した方法は税務

当局の許可がない限り、変更することはできない。

第7章 課税標準決定の付則

第28条：共有財産

共同で所有される財産についての所得又は費用は、その所有比率に基づき、出資者間にて分配されるものとする。

第29条：評価

- A. 課税標準又は総所得の算定に、非現金資産、役務又はその他報酬が含まれる場合、それらの公正市場価値は、所得税の徴収のための帳簿に記載された日の市場価格に基づき、計算される。
- B. 被雇用者又はその他役務を提供する者に移転される非現金資産の市場価格は、その所有権移転についてのいかなる制限をも考慮せずに決定されるものとする。

第30条：為替

- A. 総所得及び課税標準は、サウジ・リヤルにて算定される。
- B. 所得の算定においてサウジ・リヤル以外の通貨が含まれている場合、その金額は所得税の課税のため、サウジアラビア通貨庁が取引日において公表する外国為替レートに基づき、サウジ・リヤルにて計算されるものとする。

第31条：間接的支払と利益

納税義務者に対して直接支払われたならば、当該支払が納税義務者の所得とみなされるような支払及び納税義務者が直接又は間接に利益を得られる支払は、納税義務者の総所得に含まれるものとする。

第32条：受取補償金

受取補償金額は、補償対象と同様の性格を有するものとする。

第33条：控除費用の回収

- A. 納税義務者が、費用、損失又は過去に不良債権と認められた債権を回収した場合、その回収された金額は、回収した年度の総所得に算入され、費用に関連する所得とされる。
- B. 本条の適用において、支出の根拠がなくなった費用については、回収されたものとみなされる。

第34条：みなし課税

- A. サウジアラビアにて営業を行っている外国の航空会社、海運又は陸運会社の支店が本法に基づき課税標準の確定額を届け出なかった場合、課税標準は次のように決定される。
1. サウジアラビアにて営業を行う外国航空会社の支店に対する課税標準は、航空運賃、運送料、郵便料、その他サウジアラビアにて獲得された総所得の5%の額とみなす。当該支店は本法に規定される法定期限内に、サウジアラビアにおける総所得を申告しなければならない。
 2. 外国海運又は陸運会社の支店に対する課税標準は、運送料、その他サウジアラビアにて獲得された総所得の5%の額とみなす。当該支店は本法に規定される法定期限内に、サウジアラビアにおける所得を申告しなければならない。
- B. 所管大臣はその他の特定事業分野において、施行規則に基づき、課税標準及び税率の決定に、みなし課税を利用することを許可する権限を有する。

第35条：国際協定

サウジアラビアが当事者となっている条約又は国際協定の条項が本法の規定に抵触する場合、本法第63条に定める租税回避防止手続についての規定を除き、条約又は国際協定の条項が優先されるものとする。

第8章 パートナークシップに対する税務規則

第36条：総則

- A. 所得税は、パートナーシップ自体ではなく、パートナーシップの出資者に対して課されるものとする。ただし、パートナーシップは情報提供のために、課税年度における所得、利益、損失、費用、負債、その他の項目又は税金に関する事項を明示した納税申告書を提出しなければならない。当該申告は、本法に基づき納税申告に適用される罰金を含む手続規則に従って行われなければならない。
- B. 出資者ではなく、パートナーシップが、本法に適合する課税年度、会計基準、棚卸資産その他の会計方針の選択に責任を有する。また、パートナーシップはその事業活動の種類に関連して要求される届出及び報告を行う義務を負うものとする。
- C. 資本金会社に関する本法規定は、リミテッド・パートナーシップの有限責任出資者持分に適用される。

第 37 条：出資者に対する課税

- A. 出資者の課税標準を決定するに当たり、パートナーシップにおける所得、控除、損失及び負債は、その源泉の場所、所得の種類、利益、控除、損失、又は負債における性質を維持する。
- B. パートナーシップの所得、損失、費用及び負債についての出資者持分は、パートナーシップの課税年度が終了する、出資者の課税年度における課税標準の決定に際して考慮される。原価基準を超える出資者の損失は、その損失を相殺するのに十分な原価基準を取得するまで、又は、出資者持分を処分するまで、保留される。
- C. 本法第63条第D項の関係者損失否認の規定は本条第B項に定めるパートナーシップの損失及び費用についての出資者持分には適用されない。また、本法第63条第D項に基づくパートナーシップの保留損失は、同項の条件が満たされない限り、各出資者に分配することはできない。出資者の持分がすべて処分され、分配額に損失が生じた場合、その条件は満たされたものとみなされる。

第 38 条：出資者持分の原価基準

- A. パートナーシップの出資者の持分の原価基準は、同人がその持分に応じて支払った額と会社に提供した資産の原価基準に基づき決定される。
- B. 原価基準は、出資者の総所得の中に含まれることとなるパートナーシップの所得（非課税所得も含まれる）に対する出資者の持分に応じた金額分増加するものとする。
- C. 原価基準は、パートナーシップから出資者への分配の額及び、パートナーシップの損失、費用（パートナーシップが控除できない費用も含む）のうち出資者の持分に帰属する部分（資本勘定は除く）に基づき減少する。ただし、0未満にはならないものとする。
- D. 資産に対する負債を含むパートナーシップが負担する負債は、出資者の持分に応じ、出資者の原価基準を増加させる。一方、一部の出資者が、個人的に負担する負債は、これら関係出資者のみの原価基準を増加させるものとする。

第 39 条：パートナーシップ資産の原価基準

- A. パートナーシップに提供された資産の当初の原価基準は、同資産を提供した出資者の原価基準と同額とする。
- B. 出資者がパートナーシップから脱退し、その持分の処分についての分配により利益が生じる場合、そのパートナーシップの含み益のある資産の原価は、その実現した利益の額に応じて調整される。ただし、その資産価格は

市場価格を超えないものとし、原価基準の調整部分は原価基準と市場価格の差異の比率に基づき、それぞれの原価基準に配分されるものとする。

- C. 出資者がパートナーシップから脱退し、その持分の処分についての分配により損失が生じる場合、そのパートナーシップの含み損のある資産の原価は、その実現した損失の額に応じて調整される。ただし、その資産の原価基準は0未満にならないものとし、原価基準の調整部分は原価基準と市場価格の差異の比率に基づき、それぞれの原価基準に配分されるものとする。
- D. 本条の第B項と第C項の適用において、含み益のある資産とは、その原価が市場価格を下回る資産のことをいい、また、含み損のある資産とは、その原価が市場価格を上回る資産のことをいう。

第40条：パートナーシップへの資産移転

- A. パートナーシップの持分を取得する対価として、出資者がその所有資産をパートナーシップに移転した場合に、これによって生じた利益又は損失は認識されないものとする。
- B. 出資者がパートナーシップに対して保有する持分は、出資者がパートナーシップに移転した資産の市場価格と、受領した対価との差額と一致するものとみなされる。受領した対価が資産の市場価格を超えている場合、その超過部分はパートナーシップから出資者へ分配が行われたものとみなされる。

第41条：パートナーシップから出資者への資産移転

- A. 出資者の持分の清算を含む、パートナーシップから出資者への非現金資産の移転は、パートナーシップによる資産の処分として取り扱われ、処分日に利益又は損失が生じたものとして申告されなければならない。
- B. 出資者に移転される資産の原価基準は、当該資産の市場価格に一致するものとする。
- C. 出資者は、費用の支払なしに、移転された資産の市場価格に相当する額の分配を受領したものとみなされる。みなし配当がパートナーシップにおける出資者の原価基準を上回る場合、出資者は持分の全部又は一部を処分したものと扱われる。分配が出資者の持分のすべての処分であり、そして出資者の原価基準を下回る場合、原価基準と分配額の差額は控除することができる。ただし、その持分の処分によって損失が生じた場合に限る。

第42条：パートナーシップにおける出資者の変更

- A. パートナーシップにおいて1人又は複数の出資者が参入又は脱退し、その結果、パートナーシップの再編が生じた場合、パートナーシップのすべての

資産は、持分に応じて出資者変更後のパートナーシップに移転されたものとみなされる。

- B. パートナーシップの再編とは、1人又は複数の出資者の参入又は脱退によって、変更の前年の構成出資者の50%を超える変更が生じた場合をいう。

第9章 資本公司に対する税務規則

第43条：総則

- A. パートナーシップと同様、株式合資パートナーシップの無限責任出資者の持分には、所得税が課せられる。課税後は、無限責任出資者の持分は、パートナーシップの課税標準の決定に際して控除される。パートナーシップに関する本法の規定は株式合資パートナーシップの無限責任出資者持分に適用される。
- B. 50%又はそれ以上に達する変更が資本公司の所有権又は支配権について生じた場合、変更後の課税年度において、非サウジアラビア国籍の者の持分に関して、本法第21条に基づき変更前の損失を控除することはできない。

第10章 天然ガス投資税

第44条：

天然ガス投資税は、サウジアラビア国内、その特別経済地区又は大陸棚において、天然ガス、液化天然ガス及びガスコンデンセートの投資事業に従事しているすべての者に課せられる。

第45条：

- A. 天然ガス投資における事業活動とは、次に掲げるものをいう。天然ガスの探鉱・生産・集油・処理・除去処理、液化天然ガスの精留、ガスコンデンセートの生産・収集、並びに天然ガス、液化天然ガス及びガスコンデンセートの輸送。
- B. 輸送とは、天然ガス、ガスコンデンセート又は液化天然ガスを処理プラントから除去処理プラントへ、そして精留プラントへ輸送すること、又は、これらプラントから消費者の施設へ輸送することをいう。ただし、ガスの公式販売地点から先に設置されている、非ガス生産者が建設する国内配ガス網やパイプラインは輸送には含まれない。
- C. ガスコンデンセートとは、自然の状態でコンデンセートの形状である炭化水素物質のことをいう。気体状及び液状の近接した形態となる臨界温度から絶対温度までの温度の単一ガス層に埋蔵されており、その地層に掘削さ

れた油井から産出され、ある一定の温度と圧力のもとで液化する。

第46条：

天然ガス投資の事業活動から生じる所得とは、硫黄及びその他製品を含む、天然ガス、液化天然ガス及びガスコンデンセートの販売、交換又は輸送によって得た総所得をいい、収入の種類やその源泉にかかわらず、納税義務者の主要事業活動から得る臨時収入又は営業外収入、並びに、天然ガス投資税の課税対象となる施設における余剰エネルギーの活用によって得る収入を含む。

第47条：

天然ガス投資税の課税標準は、本法第46条に規定する総所得から、本法規定に基づく控除可能費用を差し引いた後の金額とする。ロイヤルティー及び土地賃貸料は控除可能費用とみなされる。

第48条：

各課税年度における天然ガス投資税率は、納税義務者の天然ガス投資事業活動の累計年間キャッシュフローについての内部収益率に基づき決定される。納税義務者の天然ガス投資課税標準に適用される税率は次表のとおりである。

内部 收益率 (%)	税 率 (%)	内部 收益率 (%)	税 率 (%)	内部 收益率 (%)	税 率 (%)	内部 收益率 (%)	税 率 (%)
8.0以下	30	11	32.61	14	57.5	17	82.39
8.1	30.15	11.1	32.87	14.1	58.87	17.1	82.63
8.2	30.17	11.2	33.15	14.2	60.24	17.2	82.85
8.3	30.18	11.3	33.46	14.3	61.59	17.3	83.04
8.4	30.2	11.4	33.8	14.4	62.93	17.4	83.22
8.5	30.22	11.5	34.17	14.5	64.24	17.5	83.39
8.6	30.25	11.6	34.57	14.6	65.51	17.6	83.54
8.7	30.27	11.7	35.01	14.7	66.75	17.7	83.67
8.8	30.3	11.8	35.49	14.8	67.95	17.8	83.8
8.9	30.33	11.9	36	14.9	69.1	17.9	83.91
9	30.37	12	36.56	15	70.21	18	84.01
9.1	30.41	12.1	37.16	15.1	71.26	18.1	84.1
9.2	30.45	12.2	37.8	15.2	72.27	18.2	84.19
9.3	30.5	12.3	38.5	15.3	73.22	18.3	84.26
9.4	30.55	12.4	39.24	15.4	74.12	18.4	84.33
9.5	30.6	12.5	40.03	15.5	74.97	18.5	84.4
9.6	30.67	12.6	40.88	15.6	75.76	18.6	84.45
9.7	30.74	12.7	41.78	15.7	76.5	18.7	84.5
9.8	30.81	12.8	42.73	15.8	77.2	18.8	84.55
9.9	30.9	12.9	43.74	15.9	77.84	18.9	84.59
10	30.99	13	44.79	16	78.44	19	84.63
10.1	31.09	13.1	45.9	16.1	79	19.1	84.67
10.2	31.2	13.2	47.05	16.2	79.51	19.2	84.7
10.3	31.33	13.3	48.25	16.3	79.99	19.3	84.73
10.4	31.46	13.4	49.49	16.4	80.43	19.4	84.75
10.5	31.61	13.5	50.76	16.5	80.83	19.5	84.78
10.6	31.78	13.6	52.07	16.6	81.2	19.6	84.8
10.7	31.96	13.7	53.41	16.7	81.54	19.7	84.82
10.8	32.15	13.8	54.76	16.8	81.85	19.8	84.83
10.9	32.37	13.9	56.13	16.9	82.13	19.9	84.85
—	—	—	—	—	—	20.0 以上	85

累計年間キャッシュフローとは、納税義務者が天然ガス投資税の対象となった納税申告初年度から、納税申告書の提出が義務となった年の前年までの各年度における、当該納税義務者の各年度間キャッシュフローの総計額のことをいう。

内部収益率とは、この年間累計キャッシュフローの現在価値（初年度にキャッシュフローが発生したものとして割り引いた数値）が0となる割引率をいい、最も近似する小数点第1位までの数値に修正される。

第49条：

年間キャッシュフローの計算は、下記のとおり、天然ガス投資課税標準の修正によって計算される。

- A. 過去の年度から繰り延べられている営業損失を再加算する。
- B. 納税義務者の課税標準を決定する目的で控除された非現金勘定科目を再加算する。
- C. 資金調達費用とその他金融サービス費用のすべての額を再加算する。
- D. 資金調達費用とその他金融サービス費用を除く、資本的現金支出を減算する。
- E. 実際に支払われた天然ガス投資税と会社所得税を減算する。

第50条：

- A. 本法第7条第B項に規定する所得税率が、天然ガス投資税の課税対象者の天然ガス投資課税標準に適用される。
- B. 納税義務者が、本条第A項の規定に基づき天然ガス投資課税標準に基づき支払った所得税額は、天然ガス投資税額から控除される。

第51条：

- A. 天然ガス投資税の計算において、政府と締結した天然ガス探鉱・生産契約又は協定についての納税義務者の天然ガス投資課税標準は、天然ガス投資課税標準、又は、他の探鉱・生産契約若しくは協定についての課税標準から独立しているものとみなされる。納税義務者は、各々の天然ガス探鉱・生産契約又は協定ごとに個別の納税申告書及び監査済み決算書類を提出しなければならない。
- B. 納税義務者の天然ガス投資課税標準は、天然ガス投資分野の事業活動と関連性のないその他の事業活動についての課税標準から独立しているものとみなされる。納税義務者は、その他の事業活動とは別に、天然ガス投資分野の事業活動についての納税申告書及び監査済み決算書類を提出しなけれ

ばならない。

第52条：

納税義務者には、次に掲げる所得に対し、本法第7条第B項に規定する所得税が課せられる。

- A. 独立した認可プラントにおいて天然ガスを除去処理又は精留することによって得た所得。
- B. 独立した認可パイプラインを通して天然ガスを第三者に輸送することによって得た所得。

第53条：

本章の規定は、本法の施行時に示されていた特定の操業地域又は利権地域にて石油の生産又は石油及び天然ガス双方の生産の操業を実施している会社には適用されないものとする。

第54条：

本法第7条第C項の規定は、天然ガス投資税の納税義務者についての天然ガス投資課税標準には適用されないものとする。

第55条：

本章の規定に抵触しない限り、本法のその他の条項は天然ガス投資税の納税義務者に適用されるものとする。

第11章 総則

第56条：税務行政

税務当局は、所得税の管理、検査、査定及び徴収の責任を負う機関である。

第57条：納税義務者登録

- A. 本法に基づく課税対象のすべての者は、最初の課税年度の終了前に税務当局に登録しなければならない。
- B. 本条の規定は、本法第68条に規定する最終の源泉徴収税のみの対象者となっている納税義務者には適用されない。
- C. 登録を怠った場合、1,000サウジ・リヤル以上1万サウジ・リヤル以下の罰金が科せられる。納税義務者の分類別罰金額は施行規則にて定められる。

第 58 条：帳簿記録

- A. サウジアラビアに恒久的施設を有しない非居住者を除く納税義務者は、要納付税額を正確に決定するために必要なアラビア語による商業帳簿と会計記録を保管していなければならない。
- B. 納税義務者が正当な理由なしに、費用についての書類又はその計上の正当性を立証する証憑書類につき提出できない場合、税務当局はすべての費用の計上を拒否する権限を有するものとする。

第 59 条：情報の守秘義務

- A. 税務当局及び同局に勤務するすべての者は、その職務によって知り得る納税義務者に関する情報を保護するものとする。ただし、次に掲げる者に対しては情報を開示することができる。
 - 1. 本法に基づき職責を遂行する税務当局職員。
 - 2. 関税法を適用する関税局職員。
 - 3. 権限に基づき審査・検討する会計検査院。
 - 4. サウジアラビアが一方の当事者となっている協定に基づく諸外国の税務官庁。
 - 5. 税務違反の刑事訴追の目的で法律の適用を行う責任機関。
 - 6. 訴訟又はその他の行政若しくは刑事事件にかかわっている納税義務者の要納付税額を決定するため、それらの訴訟を担当しているサウジアラビアのすべての司法当局。
- B. 本条第A項に基づき情報を入手する者は、情報の守秘義務を負い、また、情報を要請した目的以外の意図でその情報を利用してはならない。
- C. 納税義務者に関する情報は、同人の書面による同意があれば、他の者に開示することができる。

第 12 章 納税申告書の提出、税額査定並びに不服申立て及び上訴手続

第 60 条：納税申告書

- A. 納税申告書の提出を要請されているすべての納税義務者は、所定の様式による申告書を提出し、その識別番号を登録し、それに基づく要納付税額を税務当局に納付しなければならない。
- B. 納税申告書の提出期限は、申告を行う課税年度の終了後120日以内とする。
- C. 以下に掲げる納税義務者は納税申告書を提出しなければならない。
 - 1. 居住者である資本会社。
 - 2. サウジアラビアに恒久的施設を有する非居住者。
 - 3. 事業活動を行っている居住者である非サウジアラビア国籍の自然人。

- D. 事業活動を終了した納税義務者は、その旨を税務当局に通知し、その終了日に終わる短期課税年度の納税申告書を終了日から60日以内に提出しなければならない。
- E. 課税対象所得額が100万サウジ・リヤルを超える納税義務者は、サウジアラビアにて事業認可を受けている公認会計士によって納税申告書の正確性を証明してもらわなければならない。
- F. パートナiershipは、課税年度の終了60日後又はそれ以前に、本法第36条に規定する納税申告書を提出しなければならない。

第 61 条：情報に関する税務当局の権限

- A. すべての者及び政府機関は税務当局に対し、本法に規定する税金についての課税目的のため、同局が要求する税金に関する情報を提供しなければならない。
- B. 要納付税額の正当性を確認するため、税務当局は納税義務者の帳簿記録を勤務時間中に現場にて検査する権限を有する。
- C. すべての者及び政府機関は、民間部門と取り交わした契約に関する情報を、その契約の締結日から 3 か月以内に税務当局に提供しなければならない。当該情報には、契約当事者の全員の氏名と住所、契約の題目、金額、財務条件、開始日及び終了日を含むものとする。本項に基づき要請された情報を提供しなかった者又は契約に規定する事業停止日を通知しなかった者は、契約に基づき生じる納税義務を連帯して負うものとする。本義務の履行に関する規則・手続は、施行規則にて定められる。

第 62 条：検査・税額査定手続

- A. 税務当局は、税額が本法の規定に合致するよう、納税申告書に記載の税額を改正・修正する権限を有する。同局はまた、納税義務者が申告書の提出を怠った場合、税額を査定する権限も有する。
- B. 税務当局は、本条第A項に規定する税額の査定及び要納付税額を公式の書留書簡にて、又は、通知書の受領が確認できるその他の手段にて、納税義務者に通知する。
- C. 本法第65条の規定を考慮し、納付済みの税額が正確でないことが判明した場合、税務当局は納税義務者に対する追加税額の査定を実施することができ、同人に対し追加査定とその正当な理由を通知する。納税義務者は、不服申立ての規則に従い、不服を申し立てることができる。

第 63 条：租税回避防止手段

- A. 税額を決定するため、税務当局は次に掲げる権限を有するものとする。

1. 税効果のない、いかなる取引も取り上げない。
 2. 本質及び実態を反映していない取引を修正し、実態に即したものにす
る。
- B. 納税義務者が法定期限までに納税申告書を提出しなかった場合、又は、詳細な帳簿記録を保管していなかった場合、又は、それらの書類において所定の形式や様式、方法を採用していなかった場合、税務当局は納税義務者の実情や状況に基づき、みなし税額による税金の査定を行うことができる。
- C. 税務当局は、当事者が独立当事者であり、又は関係者でなければ実現したであろう利益を反映させるため、関係者又は一体である当事者間にて行われた取引における収入と支出を再配分することができる。
- D. 納税義務者は、関係者との間で行われた資産の譲渡によって生じた損失を控除することはできない。本法に別段の定めがある場合を除き、損失の控除はその関係者が資産を無関係の他の者に処分するまで保留される。
- E. 個々の納税義務者が所得を分割し、他の者に配分した場合、税務当局は要納付税額の減額を阻止するため、当該納税義務者と他の者の課税標準を修正することができる。
- F. 本条の目的において、所得の分割とは次に掲げる行為のことをいう。
1. ある者から関係者に対し、直接又は間接的に、所得を譲渡する。
 2. ある者から関係者に対し、直接又は間接的に、当該関係者が当該資産についての利益を得ることができる現金を含む資産を譲渡する。ただし、譲渡の理由又は理由の一つが、譲渡人又は譲受人の所得についての要納付税額の総額の削減である場合に限る。
- G. 納税義務者が所得の分割を行う意図を有しているかどうかの決定に際し、税務当局は譲受人に与えられた価値を考慮することができる。

第 64 条：関係者及び共通支配権の下の子

- A. ある自然人が他の自然人の配偶者、姻族又は4親等までの親族である場合、同人は当該他の自然人の関係者とみなされる。
- B. 自然人は、次に掲げるいずれかに該当する場合、会社の関係者とみなされる。
1. パートナーシップの出資者で、単独又は本条に規定する1人又は複数の関係者ととともに、あらゆる形態の子会社の1社又は複数の子会社を通じ、直接又は間接的に当該パートナーシップの所得又は資本金に対する権益の50%又はそれ以上を支配している者。
 2. 資本金の出資者で、単独又は本条に規定する1人又は複数の関係者ととともに、あらゆる形態の子会社の1社又は複数の子会社を通じ、直接又は間接的に当該資本金会社の議決権又は価値に対する権益の50%又はそ

れ以上を支配している者。

3. 特定の目的のために提供された財産を管理している機関については、自然人が単独又は本条に規定する1人又は複数の関係者ととも、同機関から利益を得る、又は、利益を得ることができる場合、同機関の関係者とみなされる。
- C. 本条に規定する1人又は複数の関係者により、50%又はそれ以上が支配されている会社及び機関は、共通支配権の下にあるとみなされる。支配権とは次に掲げるものをいう。
1. パートナーシップの場合、支配権とは、あらゆる形態の子会社の1社又は複数の子会社を通じ、直接又は間接的にそのパートナーシップの所得又は資本金に対する権利を保有することをいう。
 2. 資本金会社の場合、支配権とは、あらゆる形態の子会社1社又は複数の子会社を通じ、直接又は間接的にその資本金会社の議決権又は価値に対する権利を保有することをいう。
 3. 特定の目的のために提供された財産を管理する機関の場合、支配権とは、その機関の所得又は資産に対する権利を保有していることをいう。

第 65 条：税額査定の法定期間

- A. 税務当局は、理由を明示した通知により、課税年度の納税申告書の提出期限終了後5年間にわたり、税額査定を実施又は修正する権限を有する。また、納税義務者の書面による同意があれば、いかなる時においても、同査定を実施することができる。
- B. 納税義務者が納税申告書の提出を怠った場合、又は、申告書が租税回避を目的とした不十分なもの、若しくは不正確なものであると判明した場合、税務当局は課税年度の申告書の提出期限終了後10年間にわたり、税額の査定又はその修正を行うことができる。
- C. 納税義務者は、過払納税について、その支払を行った課税年度から5年以内に、当該過納額の還付を請求することができる。

第 66 条：不服申立てと上訴

- A. 納税義務者は、税務当局の査定税額に対する不服を、査定通知書の受領日から60日以内に申し立てることができる。納税義務者が上述の60日以内に査定税額に同意するか、又は、不服を申し立てなかった場合、その査定税額は最終的な要納付税額とみなされる。
- B. 納税義務者が不服申立期間中に、不服のない勘定科目についての税額を納付しなかった場合、又は、本法第71条の規定に基づく税金分割払の許可が得られなかった場合、不服申立ては受理されなかったものとみなされる。

- C. 税額は、不服審査予備委員会によって決定される。納税義務者又は税務当局が税額決定通知書の受領日から60日以内に上訴しなかった場合、同委員会決定の税額が最終的なものとみなされる。
- D. 税務当局及び納税義務者は、不服審査予備委員会の決定通知書の受領日から60日以内に当該決定に対する不服を、控訴委員会に申し立てることができる。
- E. 不服審査予備委員会の決定に対し、上訴を行う納税義務者は、所定の期間内に上訴申請書を提出するとともに、当該決定に基づく税額を納付するか、又は、その額に相当する銀行保証を差し入れなければならない。
- F. 控訴委員会の決定の通知日から60日以内に、苦情処理庁に対し上訴が行われなかった場合、当該決定は拘束力を有する最終決定となる。

第 67 条：不服審査予備委員会及び控訴委員会の設置と権限

- A. 税務に関する紛争を管轄する不服審査予備委員会が所管大臣の決定に基づき設置される。
- B. 不服審査予備委員会の下した決定に関する納税義務者又は税務当局の上訴を審査する、控訴委員会を設置するため、所管大臣の勧告に基づき閣議にて決議が行われる。
- C. 不服審査予備委員会及び控訴委員会の権限、職務及び業務手続並びに両委員会の委員に必要とされる専門知識・経験及び報酬は、施行規則にて定められる。

第 13 章 税金の徴収

第 68 条：税金の源泉徴収

- A. 本法に規定する納税義務者か否かを問わず、サウジアラビアの源泉から非居住者に支払を行ったすべての居住者とサウジアラビアにある非居住者の恒久的施設は、次に掲げる税率に基づき、その支払金額から税金相当分を源泉徴収しなければならない。
 - 1. 賃貸料：5%
 - 2. ロイヤルティー又はライセンス・フィー：15%
 - 3. マネジメント・フィー：20%
 - 4. 航空切符代金、航空又は海上貨物運賃の支払：5%
 - 5. 国際電気通信に関する役務提供に対する支払：5%
 - 6. 施行規則にて定められるその他支払：15%以下自然人による支払の場合、本条に規定する源泉徴収条件は、当該自然人の事業活動についての支払額部分に適用される。

- B. 本条の規定に基づき税金を源泉徴収する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。
1. 税務当局に登録し、支払先に支払を行った月の翌月の最初の10日以内に、源泉徴収額を同局に納付する。
 2. 支払金額と源泉徴収税額を明示した証明書を支払先に提出する。
 3. 課税年度の終了時に、支払先の住所、氏名、可能であれば登録番号（識別番号）、その他税務当局が要求する情報を同局に提供する。
 4. 施行規則の規定に基づき、源泉徴収税額の正当性を証明するために必要な帳簿類を保管する。
- C. 本条に基づく税金の源泉徴収に責任を有する者は、次に掲げる事項に該当する場合は、未納税額及び、本法第77条第A項に基づき科せられる遅延罰金を、それぞれ個人的に支払う義務を負うものとする。
1. 税金の源泉徴収義務を履行しなかった場合。
 2. 税金を源泉徴収したものの、税務当局に対する納付義務を履行しなかった場合。
 3. 本条第B項3に規定する源泉徴収に関する情報を税務当局に提供しなかった場合。
- D. 本条第B項の規定に加え、本条の規定に基づく税金の源泉徴収が行われなかった場合、支払先が税務当局に対し当該税金の納付義務を負うものとし、同局は支払先、その代理人又は保証人から税金を回収する権限を有するものとする。
- E. 本条第F項及び第G項にかかわらず、非居住者に支払がなされ、本条に基づきその支払額から税金が源泉徴収された場合、税金が源泉徴収の対象となった所得に対するその他の税金が課されないこと及び本条に基づき納付された税額が還付されないことを考慮し、その税額は最終的なものとなる。
- F. 本条に記載の支払が、恒久的施設を通じサウジアラビアにて事業を行っている非居住者に対してなされ、その支払が当該恒久的施設が実施している事業に直接関係している場合、その支払額は、非居住者の課税標準の決定に際し、算入されるものとする。
- G. 納税義務者宛支払金額から税金が源泉徴収され、その支払金額が同人の課税標準に算入された場合、その源泉徴収税額は納税義務者の課税標準に対して課せられる要納付税額から控除されるものとする。
- H. 本条及び本法第5条の目的において、「役務」とは、対価を伴うすべての労働のことをいう。ただし、物品又はその他資産の売買は除かれる。

第69条：納税

納税義務者は、納税申告に基づき、要納付税額を課税年度の終了から120日

以内に納付しなければならない。

第70条：税金の前納

A. 本条第B項に関わらず、課税年度に所得を獲得した納税義務者は、課税年度における第6月、第9月及び第12月のそれぞれの最終日又はそれ以前の日、3回にわたり税金を前納しなければならない。一回当たりの前納税額は次の計算式の結果とする。

$$(a-b) \times 25\%$$

a=納税申告に基づく前年度の納税義務者の税額

b=本法第68条に基づき源泉徴収によって納付された前年度の税額

- B. 上述の計算式の結果が50万サウジ・リヤルに満たない場合、納税義務者は本条第A項に基づく前納の義務を負わないものとする。
- C. 本法第68条に基づき源泉徴収される所得を除き、納税義務者の課税年度の所得が前年度の所得より大幅に減少していることが確認された場合、税務当局は本条に基づく納付額を減額できる権限を有する。
- D. 本条に基づき行われた納付は、納付が行われた課税年度における納税義務者の総納付税額の前納とみなされる。
- E. 税金の徴収とその強制徴収手続に関する本法の規定は、税金そのものに適用されるのと同様に、税金の前納にも適用されるものとする。

第71条：税金の分割払

- A. 施行規則に定める規則及び条件を満たす十分な理由及び正当性がある場合、所管大臣は納税義務者の要納付税額の分割払を認める権限を有し、また、必要と判断した場合、その権限を税務当局局長に委譲することができる。また、国家財源が損なわれることが確認された場合、所管大臣又は大臣から権限を委譲された者は、分割払の取決めを取り消すことができる。
- B. 納税義務者が本条に基づき税金の分割払を行っていたとしても、本法第77条第A項に規定する納税遅延罰金の支払は、分割払期間中においても免除されないものとする。

第72条：納税義務者の過納額の還付

税金を過払した納税義務者は、その過納額の返金に加えて、還付請求日の30日後から、納税義務者が過納額を受領するまでの間の30日ごとにつき、過納額の1%に相当する賠償金を受領することができる。

第73条：納税義務者の資産差押え

- A. 納税義務者が法定の期限までに要納付税額を納付しなかった場合、税務当

局は同人の動産及び不動産に対するシャリーア法により認められる差押えを実施することができる。納税義務者が差押通知書を受領した日から20日後に、税務当局は差押手続を継続できるものとする。

- B. 銀行及び金融機関を含むすべての者は、差押資産を占有している場合、税務当局の要請に従い、当該資産を同局に引き渡さなければならない。
- C. 銀行又は金融機関は、納税義務者の勘定の差押通知書を税務当局から受領した場合、その勘定からの預金引出し又はその他の支払を許可してはならない。
- D. 本条第B項及び第C項の規定を順守しない者は、占有していた資産の価値に相当する金額を税務当局に支払わなければならない。ただし、その額は差押金額を超えないものとする。
- E. 納税義務者がその事業の用に供している機器類、個人の用に供する所持品及び家具類は、30万サウジ・リヤルを超えない限度において、差押えから除外されるものとする。

第74条：差押資産の売却

- A. 税務当局は差押えに関する規定に基づき、他の主体を通じ差押資産を売却する。
- B. 売却額は、差押えと売却に要した費用に充当され、次に税金と罰金の支払に充当される。残額は納税義務者に返還されるものとする。
- C. 納税義務者の資産の売却は、差押えの基準となった査定を行政又は司法機関が審査する期間、保留される。ただし、次に掲げる資産を除くものとする。
 - 1. 腐りやすい資産。
 - 2. 納税義務者の要請により税務当局が売却する資産。

第75条：納税義務者の債権の差押え

- A. 差押えの実施後、税務当局は事業主、銀行又は金融機関を含む第三者に対し、差押通知書を受領日以後において当該第三者が納税義務者に支払義務を負うすべての債権について、財務当局に直接支払うように命ずる通知書を発行することができる。
- B. 通知書は、納税義務者の雇用者に対して発行することができ、その効力は特定の期間に限られる。
- C. 納税義務者の月間必要資金及びその他の現行法より規定されている生活費は差し押えることができないものとする。
- D. 本条並びに本法第73条及び第74条の規定が適用される者は、差押えを受けた時点から、差押資産の価値に関して、納税義務者又はその他の者に対し、

いかなる義務も負わないものとする。

第14章 罰金

第76条：納税申告書未提出に対する罰金

- A. 本法第60条第A項、第B項、第D項及び第F項の規定を順守しない納税義務者は、総収入の1%に相当する罰金を科せられる。ただし、その金額は2万サウジ・リヤルを超えないものとする。
- B. 提出期限日までに納税申告書を提出しなかった場合、本条第A項に基づく罰金に代えて次に掲げる金額の罰金が科せられる。ただし、第A項に基づく罰金が本項に規定する額より少ない場合に限る。
1. 遅延期間が法定期限から30日以下の場合、未納税額の5%
 2. 遅延期間が法定期限の30日超90日以下の場合、未納税額の10%
 3. 遅延期間が法定期限の90日超365日以下の場合、未納税額の20%
 4. 遅延期間が法定期限の365日超の場合、未納税額の25%
- C. 未納税額とは、本法に規定する要納付税額と本法第60条第B項に規定する法定期限までに納付された税額との差額のことをいう。

第77条：遅延罰金と虚偽罰金

- A. 本法第76条及び本条第B項に規定する罰金に加え、納税義務者は遅延期間30日ごとにつき、未納税額の1%に相当する遅延罰金を支払わなければならない。この遅延には、源泉徴収税額の納付及び前納の延滞も含まれ、罰金は税金の納付期限日から実際の納付日までの期間について計算される。
- B. 本法第76条及び本条第A項に規定する罰金に加え、納税義務者又はその公認会計士が租税回避を目的とした、特に次に掲げるような不正確又は虚偽の情報を提出し、それに基づき算定された税額と本来の税額に差額が生じた場合、その差額の25%に相当する罰金が当該納税義務者に科せられるものとする。
1. 納税義務者の真実の状況を反映していない、不正確な帳簿記録、会計記録又は書類を提出する。
 2. 架空の帳簿記録に基づき、また、納税義務者の帳簿記録の内容に相違した情報を含んだ、納税申告書を提出する。
 3. 所得の減額又は損失の増額を目的とした、偽造若しくは模造の領収書又は証書を提出し、又は売買書類又はその他類似文書を変更する。
 4. 課税の対象となる一つの又はさまざまな種類の事業活動を隠蔽する。
 5. 税務当局の審査前に、帳簿記録又は書類を廃棄又は隠匿する。

第 78 条：公認会計士の責任

公認会計士法を侵害することなく、納税義務者が租税の全部又は一部の回避を行うことを容易にする目的で、公認会計士が、通常の会計基準に違反して、不正確な書類を提出したこと、又は、その書類が正当であるとの偽りの証明を行ったことが確認された場合、税務当局は当該公認会計士を提訴することができる。

第 15 章 所管大臣の権限

第 79 条：所管大臣の権限

所管大臣の権限は、次に掲げるとおりとする。

- A. 本法の施行規則を發布する。
- B. 指示を公表し、本法の施行に必要と判断される手続を実施する。
- C. 本法第17条に規定する減価償却のグループ及びその率を修正する。
- D. 税金及び罰金の徴収が不可能である場合、それら税金及び罰金の徴収を取り消す。徴収が不可能である場合については、施行規則で定める。
- E. 税務当局局長の勧告に基づき、顕著な業務成績を収めた職員に対し報奨金を付与する。当該報奨金の条件及び制約については、施行規則で定める。

第 16 章 最終条項

第 80 条：本法の施行日

- A. 本法は官報により公布され、公布日から90日後に発効する。
- B. 本法は、その施行後に始まる課税年度から適用される。施行日又はそれ以前に始まった課税年度については、本法の発効以前に施行されている税法が適用されるものとする。
- C. 本法により、ヒジュラ暦1370年1月21日付勅令第3321号にて發布された所得税法及びその改正法、ヒジュラ暦1370年3月16日付勅令第7634号にて發布された石油・炭化水素資源生産会社追加所得税法及びその改正法並びにヒジュラ暦1424年6月25日付勅令第M/37号にて發布された天然資源投資税法は、失効するものとする。
- D. 本法第68条の源泉徴収規定は、本法の施行日から実施されるものとする。

第 81 条：経過条項

- A. 本法の施行前の課税年度において取得した資産について、適切なグループに加算されるべき価額は、資産の原価から納税義務者に以前に付与された原価償却費の控除を差し引いたものとする。

- B. ヒジュラ暦1421年1月5日付閣議決定第3号の施行前に被った営業損失は、繰り越すことができない。
- C. 所得税免税期間中に納税義務者が被った営業損失は、繰り越すことができない。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。